

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
10月28日
(金曜日)

目次

告示
道路の位置の指定(三件)(建築指導課).....一
公告
国土調査の成果の認証(地域政策課).....二
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....二
林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課).....三
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三
選管告示
政治団体の名称等.....四
政治団体の異動事項.....四
資金管理団体の名称等.....四
雑報
県報の正誤(昭和六十年十月三十一日山口県告示第八百六十五号ほか二件).....四

山口県告示第五百八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、岩国土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。



平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)員	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
玖珂郡由宇町由宇市五七七の八	五・〇	一八・二	一三九・八四

山口県告示第五百八十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、玖珂土木事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)員	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
玖珂郡周東町大字下久原字仁王丸一七七〇の一及び一七五四の九	四・〇~五・〇	七〇・二	三六二・四五

山口県告示第五百八十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)員	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)

下松市大字末武上字宮田四八七の四、四八八の一及び四八七の四地先	四・〇〇四・二	八二・三	三四八・五五
下松市生野屋二丁目一・二・三の五六の四、一・二・三の四及び一・二・六の五、一・二・七の四及び一・二・八の四	四・〇	三五・〇	一四一・四四



(五七三) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成十五年五月十六日から平成十七年三月九日まで	下関市地籍簿	菊川町大字西中山の一部及び菊川町大字吉賀
周南市	平成十五年五月二十一日から平成十七年二月二十八日まで	周南市地籍簿	大字鹿野下の一部
山陽小野田市	平成十五年五月二十三日から平成十七年三月十五日まで	山陽小野田市地籍簿	大字東須恵、中川三丁目、中川六丁目、高栄一丁目、高栄二丁目、稲荷町及び千代町一丁目並びに大字小野田、中川二丁目及び高栄三丁目の各一部
平生町	平成十四年四月二十六日から平成十七年二月二十八日まで	平生町地籍簿	大字平生村の一部
豊田町	平成十二年六月十六日から平成十三年十月二十二日まで	豊田町地籍簿	大字浮石及び大字八道の各一部

二 認証年月日

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

(五七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十二月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年十月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

代表者の氏名 鳴瀬 道生

主たる事務所の所在地 下関市清末中町一丁目五番二二号

三 定款に記載された目的

高齢者及び障害者並びに市民等に対して、誰もが住み慣れた地域で人間らしい暮らしができるように医療、福祉及び建築等の視点から福祉住環境を考えた家づくり、施設づくり及びまちづくりについての助言及び支援等に関する事業を行い、高齢者及び障害者に対する理解を深めるとともに、すべての人が自己選択と自己決定に基づいて、基本的人権を尊重されながら、安心して生活できること及び地域福祉が充実したまちづくりに寄与すること。

(五七五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年十月二十八日から平成十八年二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

山口県知事 二井 関 成

名称 コスバ防府II

所在地 防府市大字植松五五四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ライトオン 茨城県つくば市東新井三七の一 藤原 政博

株式会社明林堂書店 大分県別府市山の手町一五番一五号 林 新太郎

有限会社新くわのやま薬 防府市中央町九番四〇号 宮崎 正信

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年六月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、四一四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一六六台

(二) 駐輪場の収容台数

七〇台

(三) 荷さばき施設の面積

九一平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社ライトオン 午前一〇時 午後八時

株式会社明林堂書店 // 午後一時

有限会社新くわのやま薬局 午前八時三〇分 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から午後十一時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十七年九月二十八日

(五七六) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づく次の生産事業者の登録は、その効力を失いました。

平成十七年十月二十八日

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
一一〇〇	角田 儀道 周南市大字呼坂一〇六二	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ。

山口県知事 二井 関成

(五七七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 工区に含まれる地域の名称

山口市小郡上郷字丸山(第二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市内山下一丁目一番一三号

株式会社大本組



山口県選挙管理委員会告示第百四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六條第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年十月二十八日

山口県選挙管理委員会 収容部 梶田 健 臣

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日 (年月日)
明日の秋芳を考える会	田村 哲夫	田村 俊之	美祿郡秋芳町大字秋吉4896		平成17、9、26
岡田つとむ後援会	田中 重徳	岡田 勝之	山陽小野田市大字道生999の13		" " 8
近藤勇次郎後援会	近藤勇次郎	近藤 暁	玖珂郡周東町大字西長野309の6		" " 26
硯谷篤史後援会	樋田 堯人	松永 利明	山陽小野田市大字山川2471		" " 22
政治結社志士の會	福田 英士	岩本 達也	萩市大字須佐4827		" " 6
中村たかゆき後援会	河村 宗人	橋津 正俊	下松市大字未武上1193の2		" " 14
平原としきよ後援会	倉重 穰次	平原 廉清	山陽小野田市大字郡5294		" " 2

山口県選挙管理委員会告示第百四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十七年十月二十八日

山口県選挙管理委員会 収容部 梶田 健 臣

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出日 (年月日)
		新	旧	
河村まゆみ後援会	代表者	河村 真弓	勝本 俊美	平成17、9、13
	事務所	柳井市市神代4251の2	玖珂郡大島町大字神代4251の2	
津野啓子後援会	代表者	新藤 住江	津野 俊昭	" " 9
中元みのる後援会	事務所	山陽小野田市大字小野田298の5	小野田市大字小野田298の5	" " 13
みやもと昭義後援会	"	玖珂郡美和町大字生見2189	玖珂郡美和町大字西畑131の1	" " 12

山口県選挙管理委員会告示第百四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九條第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十七年十月二十八日

山口県選挙管理委員会 収容部 梶田 健 臣

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備出日 (指定期間)
		資 金 名 称	主たる事務所の所在地	
近藤勇次郎	公職の種類 岩国市議会議員	近藤勇次郎後援会	玖珂郡周東町大字西長野309の6	平成17、9、26



正 誤

昭和六十年十月三十一日山口県告示第八百六十五号（鳥獣保護区の設定）

ページ	段 行	誤	正
一	下 二	伊佐町大字伊佐	伊佐町伊佐

昭和六十年十月三十一日山口県告示第八百七十三号（銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正）

九	ページ	誤	正
上	段		
行	行		
市道割小松楡小野線			
市道割小松楡小野線			
市道割小松楡小野線			

平成十七年九月二日山口県人事委員会規則第二十八号（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則）

二	ページ	誤	正
上	段		
行	行		
市道割小松楡小野線			
市道割小松楡小野線			
市道割小松楡小野線			

平成十七年十月二十八日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山

定價一箇月 金二千七百円(送料共)